

平成30年6月定例会 県土整備委員会（付託）

平成30年6月28日（木）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

須見委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時17分）

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 「大阪府北部を震源とする地震」に関する徳島県の対応状況について（資料1，1-1）
- 徳島県国民保護計画の改定について（資料2，2-1）
- 新次元の消費者行政・消費者教育「徳島モデル」の取組状況について（資料3，3-1）

朝日危機管理部長

3点、御報告申し上げます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。

6月18日に発生しました、大阪府北部を震源とする地震に関する徳島県の対応状況についてでございます。

県におきましては、地震発生後、速やかに情報収集体制を整え、県内の被害状況等の情報収集を開始いたしました。

資料上段の1、県内の被害状況といたしましては、人的被害は軽傷者1名で、住家被害は報告されておりません。

続きまして、2、大阪府への人的支援を御覧ください。

今回の地震では、大阪府で震度6弱が観測され、死者5名を含む人的被害や住家についても、甚大な被害が発生しております。

そこで、本県では、直ちに支援体制を整え、これまでに、情報収集のための県職員災害応援隊を8名、被災建築物の応急危険度判定士を8名、り災証明に必要な調査を行う家屋被害認定支援職員を4名の延べ20名の県職員等を派遣したところであります。

次に、3、ブロック塀等に対する取組についてであります。

今回の地震では、ブロック塀の倒壊により、通学児童の尊い命が奪われるという、痛ましい事故が発生いたしました。

このため、県におきましては、ブロック塀等の点検をはじめ、家具類の転倒防止対策など、改めて県民の皆様への周知を行うとともに、県民の皆様の相談に対応できるよう、ブロック塀等に関する相談窓口を設置しております。

また、県有施設につきましては、ブロック塀等の緊急総点検を実施しているところであ

り、加えて、市町村に対し、点検方法の周知を行うとともに、その調査の実施を要請したところでもあります。

最後に、4、県有施設のブロック塀の緊急総点検の状況についてであります。

昨日時点の速報値での御報告となりますが、現在、県有施設については、県立の学校施設を含め、全部局で822施設を対象とし点検を実施しており、220施設についてブロック塀等があることを確認したところでもあります。

本日、文教厚生委員会にも御報告しておりますが、学校施設については県立学校45校のうち、ブロック塀がある学校が30校、そのうち、点検表による総合評価が55点未満又は現行の建築基準法に適合しないブロック塀がある学校が25校、その中で早急な安全対策が必要な学校が17校となっております。

今後、全ての県有施設について、早期に点検結果を取りまとめ、速やかに安全対策を実施してまいります。

続きまして資料2を御覧ください。

徳島県国民保護計画の改定についてであります。

資料上段1、徳島県国民保護計画の概要といたしまして、本計画は、テロや弾道ミサイル攻撃など、国民の安全を脅かす事態の発生又はそのおそれがある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国民保護法に基づき、平成18年3月に策定したものであります。

2、改定の趣旨といたしましては、国の国民の保護に関する基本指針にJアラートによる情報伝達等が盛り込まれたことを踏まえ、3、主な改定内容に記載のとおり、住民への周知事項として、Jアラートによる情報伝達と弾道ミサイル落下時の対処行動や、核や生物、科学兵器による攻撃に備えた様々な場所や資機材を用いた実践的な訓練、爆発などによる爆風からの一時的な避難場所として、地下施設の追記や避難施設の収容人数の把握などについて、本計画の改定を行ったところでございます。

今後とも、万が一の事態発生時に備え、適時適切に対応できるよう、関係機関と連携を深め、万全の態勢を整えてまいります。

詳細につきましては、資料2-1を御参照ください。

続きまして、資料3を御覧ください。

新次元の消費者行政・消費者教育「徳島モデル」の取組状況についてでございます。

平成29年7月に開設した、消費者行政新未来創造オフィスが、来月で1周年を迎えます。

これまでの消費者庁と連携したプロジェクトの主な取組状況等について、御報告いたします。

資料上段1、主なプロジェクトの取組についてでございます。

(1) 若年者向け消費者教育につきましては、これまでの成果といたしまして、成年年齢の引下げを見据え、県内全高等学校等において、消費者庁が作成した教材「社会への扉」を活用した授業を実施しました。

今後も、引き続き、全高等学校等で授業を実施するとともに、徳島発、小・中学生向け消費者教育教材を作成いたします。

次に(2) エシカル消費の普及についてでございます。

これまでの成果といたしまして、とくしまエシカル消費推進会議を設置するとともに消費者大学校大学院にエシカル消費関連コースを新設いたしました。

今後の取組といたしましては、とくしまエシカル消費推進会議と連携し、来月、次世代エシカルフェス、エシカル消費自治体サミットを開催いたします。

（3）見守りネットワークの構築についてでございます。

これまでの成果といたしましては、今月末までに県内11市町村が高齢者等の消費者被害防止を目的とした見守りネットワークを設立するとともに、県版とくしま消費者見回りネットワークを設立しました。

今後の取組といたしましては、平成31年度末までに、県内全市町村で見守りネットワークが設立できるよう取組を推進してまいります。

次に、2，1周年記念イベントについてでございます。

来る7月23日に、消費者行政新未来創造オフィス開設1周年記念シンポジウムを開催し、消費者庁と連携したプロジェクトの取組状況や事例について、県内外に発信してまいります。

詳細及び他のプロジェクトの取組状況につきましては、資料3-1を御参照ください。

今後とも、消費者庁はもとより、関係機関の皆様と一丸となり、新次元の消費者行政・消費者教育の創造・展開に全力を傾注してまいります。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

須見委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岩丸委員

部長から、大阪北部を震源とする地震に対する県の対応状況ということで御説明を頂きました。

人的支援はもちろんですが、ブロック塀等に対する取組というようなことで相談窓口の設置、県有施設に対するブロック塀等の緊急総点検ですとか、こういう施設に対する安全点検の要請をした、そしてまた、県有施設については、現状こういったことだという御説明をいただいたところでございます。いずれにしても、小学生がブロック塀の倒壊に巻き込まれるといったことが、今後も絶対あってはならないというようなことも含めて、昨日の県土整備部でも質問をさせていただいたわけでありましたが、県内でも、早急な安全対策が必要な学校が17校あるという報告でございます。大阪では、そういった危険なブロック塀の撤去がもう始まったという報道もなされております。そういったことで、昨日に引き続いて、このブロック塀の地震対策等について、質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、ブロック塀の地震対策、特に危険なブロック塀の撤去等に関連して、危機管理部所管の事業には、どのようなものがあるかお聞かせを頂きたい。昨日、県土整備部から、進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業といったようなこともお聞きをしたので

すが、こういったことも含めて少し詳しく御説明を頂きたいと思います。

北村先進防災担当室長

危機管理部所管の事業でブロック塀の地震対策にどのようなものがあるのかという御質問を頂いております。

本県では平成23年度より、進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業によりまして、市町村が取り組む避難路の整備や避難所の機能強化、緊急避難施設の整備、津波避難計画の策定など、ハード、ソフト両面の対策に支援を行っているところでございます。

御質問の危険なブロック塀の撤去につきましては、避難路の危険なブロック塀の撤去を市町村が行うものにつきまして、本事業で対応することができますことから、再度市町村に周知を図ってまいりたいと考えております。

岩丸委員

是非、お願いしたいと思いますが、特に市町村においてはこの避難路といったことはもとより、この逃げてきて助かった命をつなぐための避難所、特に学校とか公共施設は避難所になるのでないかなと思います。そういった場所における対策も重要に思うわけでありまして、この避難路以外のブロック塀等についても支援があるのか、また、支援できないのかどうか。

北村先進防災担当室長

避難路のみならず、たどり着いた先の避難所は助かった命をつなぐために非常に重要であると考えております。

このため、避難所におきますブロック塀の調査の結果、危険だと判断されたブロック塀の撤去につきましても、支援することといたしております。

岩丸委員

是非、お願いしたいと思いますが、たちまち危ないのは災害が起こる前にのけてしまうのが一番いいのですが、例えばそういった避難所に行ったときに、この塀が崩れかけているといたら、当然のけないといけないと思うのです。避難所においてそれをのけた場合について、いわゆる防犯対策とか、プライバシーの保護ということも、しっかりと確保されないといけないと思います。そういった防犯やプライバシーの保護といったような機能がしっかり回復できるまで、対策が必要と思いますが、そこまでの支援というのはどういうことになっておりますか。

北村先進防災担当室長

避難所の塀を撤去した場合に防犯対策やプライバシーの保護の問題があるということで、機能回復まで支援できないのかという御質問でございます。

委員御提案の避難所の防犯といいますのは、安全安心の確保ですとか、生活の確保という視点を踏まえまして、今後補助の対象や内容の拡大につきましても検討してまいりたいと考えております。

岩丸委員

是非、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、先ほど説明いただいた、進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業の進捗状況をお聞かせ願へたらと思ひます。

北村先進防災担当室長

進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業の進捗状況についての御質問でございます。

当初予算につきまして、市町村に対する補助事業といたしまして、こちらの事業で1億5,750万円を頂いております。

このうち現在市町村に対して、合計約9,000万円の内示を行っているところでございまして、残り約6,500万円が執行可能な状況でございます。

岩丸委員

進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業の予算は1億5,750万円です。今6,500万円ぐらい残っているということですが、今日の新聞にも出てましたが、市町村で調査の結果、ここにも危ないものがあるとか、いろいろ出てきているものがございます。今後市町村から多くの要望というか、いわゆる支援ということが、出てくるように予想されます。この6,500万円だけで足りないのではないか、大丈夫かという思いがあるわけなんです。足らなくなった場合はどのように考えておられますか。

北村先進防災担当室長

市町村から多く要望があった場合に残りの6,500万円です。足りないのではないかと御質問でございます。

確かに、今回は問題が発生しまして多く要望が来ることも予想されますが、市町村がブロック塀の撤去等の防災事業を行う場合は、財源として有利な国の緊急防災・減災事業債というのがございまして、そちらが活用できますので、まず、市町村に対してこちらの活用について周知してまいりたいと考えております。

また、今後の情報状況により、進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業の予算に不足が生じた場合には、緊急の事象に対応できる予算として、危機管理調整費というのを、お認めいただいております。こちらの活用も視野に入れまして対応してまいりたいと考えております。

岩丸委員

国の緊急防災・減災事業債を、もう少し詳しく説明いただけますか。

北村先進防災担当室長

国の緊急防災・減災事業債といいますのは起債の制度です。今回の場合でしたら、防災の機能強化などに係る事業を行い、起債を100%充当できまして、70%が交付税に算入

されることとなっております。

岩丸委員

非常に有利なので、これについては是非、市町村に対する周知もよろしくお願ひしたいと思ひます。それと、県の危機管理調整費は幾ら。

北村先進防災担当室長

危機管理調整費の予算額についてですが、平成30年度の予算額として1,000万円でございます。

岩丸委員

ちょっと厳しいと思ひます。当然のことながらブロック塀の危険性というのは以前から指摘もされておりましたし、昨日山田委員が質問の中でいろいろと調査も行ってきたということもお聞きをして、こういった対策というのは先送りは本当に許されないところでございます。是非、いろいろな対策が進むように市町村に対してもしっかりと支援をしてほしい。また、支援に当たっては、昨日の県土整備部でも申し上げたんですが、補助制度の拡充といったようなことも含めて、必要な対策をしっかりと取り組んでいってほしいと思ひます。我々もしっかり後押し、バックアップしていきたいと考えてますが、これに対して部長、一言決意のほどをお聞かせ願えたらと思ひます。

朝日危機管理部長

ブロック塀に関する事業としてしっかりとやってほしいという御指示を頂きました。本当にありがとうございました。私どもも今回ブロック塀で先の地震ではお二人の方がお亡くなりになっているという深刻な事態でございます。ブロック塀が、現在調査中でございますが、多くの施設にあることも判明をしておりますのでこんなことがないようにしっかりと対応してまいりたいと思ひますし、市町村にも十分要請をして、できる限りの支援をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

山田委員

私のほうもまず地震対策の問題で聞きたいです。まず危機管理会議のことについても一言、今日報告がなかったんですが、地震発生のお4日後になったということです。翌日に危機管理会議を開こうという動きもあったと既に報道もされてます。何でこんなことになったのかということについてまずお伺ひします。

坂東危機管理政策課長

今回の地震を受けての危機管理会議の対応についての御質問でございます。

6月18日の地震を受けまして、先ほど部長から御報告させていただきましたように人的支援等については進めておったところでありますが、ブロック塀につきまして、私どものほうで状況を把握しながら、その課題点についても調査を行っているところであります。

対策として6月18日の時点でブロック塀の点検でありますとか家具の転倒防止、こちら

についても2名の方が亡くなっているという状況がございましたので、ホームページに掲載をして周知を行ってその後体制を取るということで、学校については翌日から緊急点検を行っていたところなんです。危機管理会議につきましては全体の調整、全庁的な調査を行うに当たりまして、部局間の調整、実態調査を行うということになりますので、その内容の整合性をどう取るか等について、我々のほうで調整に時間を要したというところがございます。

山田委員

徳島県は関西広域連合に入っています。関西広域連合の中でこの危機管理会議的な方向をいつ決めたのか、既に新聞報道でもされてます。例えば鳥取県は翌日という行動もされてます。全庁的なことを言われて、これでは県民の皆さん、そうかということにならない。何があい路になっていたのか具体的に述べていただくのと、やはり一般質問の答弁への配慮があったのではないかということも既に指摘されてます。私も何人からかそういう意見も聞きました。こんなことあったらまずいと思いますが、その点についても明確に御答弁ください。

坂東危機管理政策課長

点検につきましては、調査が非常に広範囲にわたる、例えば警察部局、病院局、知事部局は当然なんです。そういった多岐にわたる中でバラバラに調査を行うということでは全体の足並み、それから方針の不統一があってはいけないということで、まず調査箇所抽出でありますとかその応急対応の方針、そして抜本的な対策にいたるまでの統一的な方針の決定等に調整の時間を頂いたところがございます。

今御指摘がありました議会の一般質問ということにつきましては、私どもとしては、そういう観点で作業を進めていたという認識をしておりません。これについては確かに他県では早くに行った所があるとは聞いておりますが、私どもとしてはこの統一的な方針決定のための庁内調整というものに時間を費やしたという認識をしております。

山田委員

今答弁いただきました。関西広域連合の中ではもっとも遅い4日後の危機管理会議ということになっているわけです。全庁的な調整と答弁ありました。ほかの県でも当然こういうことはあってしかるべきやし、ほかの県も走りながらそういうことやってるわけです。ということを見たら今回の4日後の危機管理会議というのは妥当だったと思っているのか。今後についてはこういうことがあってはならないと私は思っています。多くの皆さんもそう思ってます。だからそういう面ではこの4日後の開催になったということについては、やはり痛切な反省がいると思うのですがこの点はいかがでしょうか。

坂東危機管理政策課長

他県のその調査方法等につきましては詳細を承知しておりませんが、私どもとしては、その庁内調整を単に進めるだけではなく、県民に向けての情報発信等につきましては速やかに対応させていただいたと考えておりまして、御指摘の4日後というのが関西広域の中

で遅いのではないかという御指摘につきましては、真摯に受けとめたいと考えております。

今回の対応につきまして、遅いか早いかということにつきましては、今後の糧として、御指摘の点につきましては、更に早い対応ができるよう体制の整備を進めていきたいと考えております。

山田委員

これはやはり最高責任者の部長からも、この点の受け止め、既に報道もされてます。県民の皆さんから問合せもあります。部長として今回のこの4日後の危機管理会議ということについてどういう認識をされて、今後どう改善していこうとしているのか、やはり速やかな対応必要ですよ。その点はいかがでしょうか。御答弁ください。

森危機管理部副部長

今回の危機管理会議の開催につきまして、御指摘いただいたところでございます。

先ほど、坂東課長からも御答弁させていただきましたが、徳島県といたしましては県民への周知であるとかあるいは点検の方法についていち早く情報発信をさせていただいたと我々は認識しております。

また、県有施設の点検の実施につきましては、各部局との調整に若干の時間を要したということは、真摯に反省すべきところは反省して、引き続きスピード感を持って危機管理に対応していきたいと考えてございます。

山田委員

やはり、速やかに対応する。皆さんが一生懸命やっておられることは、私自身も認識しております。しかし、同時にこんなことになったら、やはり問題と言われるのは仕方がない。だから、今回の点はきちっと反省していただいて、今後に生かして、4日後の危機管理会議ということのないように、是非ともしていただきたいということを思います。

さらに、岩丸委員からも話がありました。ブロック塀の対応について昨日も県土整備委員会で話したんですが、施設、学校をやるというのは、今は全国的にやっています。当たり前なんですが、民家を含めて、やはり危険なブロック塀を県が調べただけでも、注意及び危険と既に不良ということについても、実は沿岸部と都市計画区域内のある14市町だけ数年前の調査で出ている。しかし当然今、各市町村では、この危険なブロック塀の問題について見たら、やはり県がイニシアチブを取って、市町村と当然連携して、危険なブロック塀の一斉調査をし把握する、そしてもちろん対応するということが必要になってくると思うが、先ほどから話の出ている撤去費用の問題等々もかさんでくる。今の予算を聞きましたが、とてもこれだけでは少ない。昨日の岩丸委員の話では、補正予算等も検討されてと、私も同様の意見です。やはり、そこまでして、打てる手は打っておくということを危機管理部として率先してやっていただきたいと思うんですが、一斉点検及び諸費用の応援、補正予算も組んでということについてはいかがでしょうか。

北村先進防災担当室長

民家のブロック塀の危険な箇所についての支援といった御質問でございました。

先ほども御説明させていただきましたが、危機管理部で持っております、進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業、避難所の関係であったんですが、避難対策を実施するための事業の内、市町村が行うものを支援するものでございまして、民間向けの補助を目的にするものではございません。民間に助成するものにつきましては、関係部局と調整してまいりたいと考えております。

山田委員

いや、だから危機管理部が各部局の取りまとめなんで、それこそ調整が必要ですから。しかしこの際、人命の問題に関わって大阪北部地震の教訓からしたら、一斉点検して危険な所はしっかり把握しようということで危機管理部が率先して動かれることが必要ではないかということをご提案しているのです。

既に県土整備部が調べた中でもそういう問題があった。しかし、その後どうだと聞いたから、その後については、もちろんポスティングなどいろいろしているが改修状況は把握してない。放置されている所がかなりあるでしょう、こんな状況です。ここはやっぱり深刻に受け止めることが必要です。本当の意味で、今回の大阪北部地震の教訓を言うならば、危機管理部のそういうイニシアチブを大いに発揮し関係部局とも連携して、このブロック塀の危険な所は、一斉にまず把握することが一番の出発点になるのです。こういうことが必要と思いますが、改めてこの点についてお伺いします。

鎌田危機管理部次長

ブロック塀の点検等につきまして、危機管理部がイニシアチブを取って進めるべきではないかという御指摘を頂けたこと、それから予算も確保をしながら進めればいいのではないかという御質問を頂いたところでございます。

先ほど来、担当課長からも話がございましたように、現在、県の施設につきましては調査をしております。

それから市町村の施設につきましては、市町村に調査の要請を行っておるところでございまして、今後、市町村からいろいろと情報が入ってくるかと思っております。要望もあるのかと思っております。

先ほども申しましたように、私ども所管しております費用は6,500万円とプラス1,000万円とお話をさせていただきました。要望が出てこない、まだ何とも申せないところでございますが、まずは市町村に点検をやっていただくことは、強く今後要請していきたい。

それから、住宅につきましては所管する関係部局もございますので、そちらと調整をして、調査を進めるようお願いしていきたいと考えております。

予算等につきましては、今後要望も出てくると思っておりますので、先ほど岩丸委員から話がございましたように、それを見てまた対応できるように検討してまいりたいと考えてございます。

山田委員

是非とも検討をよろしく申し上げます。

次に徳島県下の活断層の状況についても聞いておきたいと思えます。

徳島県に影響を及ぼす中央構造線以外の活断層が八つある。私、恥ずかしながら全部把握しておりませんでした。その中で、政府の地震調査委員会が全国地震動の予測地図2018年版いうのを出されて、上浦－西月ノ宮、綱附森断層も評価の対象になったと聞いたのですが、県内のこれから影響が出るおそれのある活断層の状況について御報告いただけますか。

島田とくしまゼロ作戦課長

県内の活断層の状況について御質問を頂いたところでございます。

昨年3月に、中央構造線活断層地震の震度分布図を出させていただいたときに、県内に影響のある八つの活断層について震度分布を出させていただきました。

この八つにつきましては、簡便法といひまして、震源から同心円状に震度が波及するという簡易なもので、普及啓発用として出させていただいたところでございます。

八つの活断層といひますが、まず県内に影響のあるものといひましては、当時は徳島平野南縁断層帯と言われていたものなんですが、先般、報告がありましたものにつきましては、上浦－西月ノ宮断層となっております。

それと美馬市木屋平から神山町を経まして佐那河内にいたる鮎喰川断層。そして、三好市東祖谷山村から高知県香美市にいたる綱附森断層という三つが県内には断層としてございます。

そして影響のあるものといひまして、鳴門市から淡路島にかけてですが、中央構造線断層帯の紀淡海峡鳴門海峡についても評価をしております。それと香川県にあります長尾断層帯、それと江畑断層帯、こちらにつきましても震度分布を出させていただいて、県民の皆さまに周知を図っているところでございます。

山田委員

その中で2018年の対象になった、上浦－西月ノ宮と綱附森断層、この2か所についてはどうなったのか。また他のところは評価対象にはなっていないのですがその点も含めて御答弁ください。

島田とくしまゼロ作戦課長

この上浦－西月ノ宮と綱附森断層が評価になったことにつきましては、今年の2月に、文部科学省の地震対策推進本部から評価がされておりました、それを受ける形で評価がされているところでございます。

先般26日に公表されたのですが、徳島県が3月に出した震度分布図と比較をしてみたところ、震度分布図については同等ということで、これまで以上に機会あるごとに出前講座等で、こういった断層が徳島県にはあるということを周知徹底を図りたいと考えております。

山田委員

主な8断層と御報告いただいたんですが、これ以外に活断層は、徳島県では当然存在す

と思うのですが、把握はされていない、あるいは調査がされていないと見たらいいのか。それとも、主にはこの活断層が中心的に今後影響があると見ていいのか。実は私も質問を受けて明確な答えができなかったもので、改めて教えていただきたいと思えます。

島田とくしまゼロ作戦課長

これ以外に活断層はあるのかという非常に難しい御質問を頂いたところなのですが、鳥取中部地震でも、未知の断層が動いたと言われております。

今回の大阪北部を震源とする地震につきましても、有馬高槻断層か上町断層かというのはまだ判断がされていないところがございます、これ以外にも恐らくあるのではないかと、これ以外にも地震は発生すると考えております。この大阪府の地震を受けまして、いっどこでも、地震は発生するんだということを改めて認識しております。地震発生に備えまして耐震化を進める、家族の連絡体制を確認する、備蓄を確認する、そういったものにつきまして、再度出前講座等で県民の皆さまに対しても周知徹底を図りたいと考えております。

山田委員

県内のどこでも起こりうる、周知、徹底を図る、私自身も恥ずかしながらさっき言ったように8断層も全て知っていたというわけでなかった。

やはりまだまだ周知が必要と思うので、その点で同時に対策を取ることが不可欠な状況なので、皆さんのこれからの奮闘に是非とも期待をしたいと思います。

次の問題に移ります。実は地方創生対策特別委員会の事前委員会でも聞いたんですが、民泊問題について、ここで質疑をしたいと思います。

まず3月から受付が始まって、現在の届出数と受理数と受理した市町村が分かれば御報告ください。

久米安全衛生課長

民泊の届出状況についての御質問でございます。

本県が把握しております届出状況でございますが、6月22日現在、13件が受理済みでございます。

それから市町村別でございますが、この届出に関しましては県のホームページで公開されてございます。受理数につきましては、鳴門市が2件、徳島市が11件でございます。

山田委員

鳴門市が2件、徳島市が11件ということですか。四国のほかの3県の状況も合わせて御報告いただけますか。

久米安全衛生課長

四国、他の3県の届出状況でございます。

これは6月15日現在のものになりますけれども、香川県で3件、愛媛県3件、高知県で7件でございます。

山田委員

四国の中では、徳島県が総体的に受理数で高いのかな。これは高いか低いかの問題はいろいろ言い方があるので、それはそれとして。実は、私自身もこの法施行前に鳴門の方から御相談を受けて、この当時でいうと闇民泊の疑いではないかと思われることもあったんですが、法施行前の苦情と法施行後の問合せ等、その概要について教えていただけますか。

久米安全衛生課長

法施行前後の苦情等についての御質問でございます。

先般、地方創世対策特別委員会でも御報告させていただいてございますが、平成29年度に民泊に関連いたしました情報、保健所に寄せられた情報は8件。法施行後6月15日以降、その民泊に関して寄せられた情報は1件もございません。

山田委員

8件の中身についても、具体的に報告いただいたらと思いますが、実は観光庁のほうでもいろいろな動きがあります。

闇民泊の疑いがあるということで、民泊の仲介最大手のA i r b n b社が観光庁から物件の掲載を削除したという動きもあります。だから県民が心配されてる、このA i r b n b社についての状況をどう把握されてるか。また観光庁からの通知なども、把握されていると思うので御答弁ください。

久米安全衛生課長

A i r b n b社などの大手サイトの状況、それから観光庁から出された通知についての御質問です。

まず、苦情の内容、寄せられた内容でございますが、無許可営業の疑いが5件、許可があるのかどうか2件、それから民泊をしているようだが外国人を今すぐ止めさせてほしいといった情報が1件、合わせて8件です。

それから大手民泊の仲介サイトに関しての情報でございますが、大手サイト幾つかございますが、徳島県の情報も載っているかどうか、これは確認しております。それについて許可があるのかないのか、届出がされているのかないのか確認をさせていただきます。それから、観光庁からこの会社に出た通知というのは、私ども把握してございません。

山田委員

いや、観光庁のほうから、このA i r b n b社について、それに基づく通知というものが出されてる。既にこれはマスコミ等々でも公表されてるので是非把握をしてほしいのですが、心配なのはやはりこの民泊が許可制から届出制に変わったということで、皆の中で安全確保、生活環境への悪化防止、地域住民への迷惑防止など違法民泊の疑いというのが全国的に大きな問題になってきている。このA i r b n b社等々については、実は、あるサイトにA i r b n b社の宿泊実績で見たら、宿泊利用率上位10位の中に、徳島県が7番

という状況も既に出されています。ここの動きも、把握していくことが必要だと思いますが、改めてこういう点について県としてどう把握され、対応されるのか聞いておきたいと思います。

久米安全衛生課長

民泊仲介サイトに掲載されている民泊、闇民泊を含めてどのように対応するかという御質問でございます。

先般、施行されました住宅宿泊事業法に基づく届けをいたしまして受理された施設には、届出番号が給付される仕組みになってございます。

観光庁の登録を受けた住宅宿泊事業者、仲介業者は、この仲介サイトに物件を掲載する際には届出番号を確認するよう規定されてございます。

本県では、届出を受理された施設につきましては、届出番号や所在地を先ほど申し上げましたように県のホームページで公開してございます。宿泊利用者が確認できる体制を取ってございます。

また、民泊の中には、旅館業務に所属する簡易宿所、いわゆる民宿等の営業許可証がございまして、私ども県内の6保健所が定期的にこの民泊仲介サイトを確認いたしまして、届出や許可が確認できない場合には、現地にまいりまして指導してまいりたいと考えてございます。

山田委員

これを受け付けているのが県内の6保健所と言われてます。全国的にもこの新たな民泊の様々な業務が増えているのに人員が増えない。そのままという状況もあるし、逆に京都府は減っているという動きもあると聞いています。

徳島県はそんなことはないと思いますが、民泊は増えているのに人がどういう状況にあるのかということについても伺っておきたいと思います。

久米安全衛生課長

保健所で、その民泊あるいは旅館業に関連した業務を行っておる職員についての御質問でございます。

県下、6保健所でそれぞれ生活衛生担当あるいは食品担当というところで、住宅宿泊事業法に関する届出、受付業務を実施してございます。

職員数、今はっきりと申し上げることはできませんが、それぞれ担当で多くの業務の中の一つの業務として住宅宿泊事業法の届出それから旅館業法に基づく取締りを行ってございます。

山田委員

徳島化製の問題についても端的に聞いておきたい。

従来ずっとこの問題については質問をしてきました。2月議会では、岡議員からもかなりの確かな質問もやられているわけですが、危機管理部から支出されている化製場衛生確保対策事業費補助金の平成6年から今までの状況。そして全国にこれについて同様の施設

が153施設あり、自治体数では90自治体あると、その中で何らかの補助を出してるのが5自治体という報告もありました。その5自治体が一体どういう状況になっているのかということについても御答弁いただけますか。

久米安全衛生課長

化製場衛生確保対策事業費についてでございます。

平成6年度からの総額は、13億1,168万8,590円でございます。それから先般、調査いたしました化製場に対する補助の自治体数、これは本県を含め5自治体でございます。

この調査につきましては、化製場に対する補助制度の有無を確認したものでございまして、詳細につきましては控えさせていただきたいと思っております。

山田委員

あの詳細については控えさせてほしいということですが、それではこれからのこの税金の投入が本当に妥当なのかどうか、徳島県を含めて五つやと、あとの四つの状況については、やはり明確にしないとまずいでしょう。

どういう調査をされたのかというのをもう少し具体的に御報告いただきたいと思います。

久米安全衛生課長

昨年度行いました調査の内容についての御質問でございます。

これは先ほど申し上げましたように、全国の144の自治体に対しまして、化製場に対する補助制度が有るか無いか有無を確認したところでございます。

山田委員

やはりこの補助金について、化製場のほうでは徳島市も1,000万円出てます。これは全然動いてません。

実際徳島市のと畜場関係の分は、市議員からも度々陳情も行われてますが動いてない。県のほうがどんどん増えて、ここの部局だけでない状況があるのですが、やはりもう既に四半世紀たっているのですから、ここでしっかり廃止するという方向を取るべきだという意見を申し上げ、私の質問を終わります。

須見委員長

午食のため、休憩をいたします。（12時08分）

須見委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時12分）

それでは質疑をどうぞ。

長尾委員

今回の大阪北部の地震についてですが、多分その日というのは様々なことが起きていた

と思いますし、そういう中で負傷者や体の具合が悪くて、救急車119番に連絡した人もいるかもしれません。そういうときは、集中してさぞかし関係者も大変な御苦勞がおりだと思います。

そういう中で、危機管理部としてこの6月26日に救急車の適正利用のお願いという項目が危機管理部のホームページに掲載されております。1分1秒を争う重傷者の対応が遅れてしまうという場合もあるということで、県民へのお願いになると思いますが、それによりますと平成28年の救急出動件数は3万4,019件あった。これは前年より1,211件増加をしており、実際に搬送された方は3万1,780人、これは過去最高ということでございます。

この3万1,780人の内、軽症者いわゆる救急車を呼ばなくてもよかったのではないかといい方々が1万4,470人。これは搬送された方の約45%、半分弱が、いわゆる軽症の方であったと。

先ほども言ったように1分1秒を争う重傷者への対応が遅れてしまうことがあるということで、県は救急車の適正利用のお願いということを出したと思われるわけですが、併せてためらわずに呼んでほしいという説明も付いておるわけでございます。

そこで、私は以前島田とくしまゼロ作戦課長が消防庁においてこういったことをよく勉強して帰ってきて、こういう救急車の適正利用を図るためには、いわゆるワンクッション置く必要がある。既に、#8000番という子供向けの電話相談というのはあるのだが、埼玉県をはじめとして全国で高齢者や大人のためのワンクッション置く電話相談、これによって適正な利用また軽症者を抑制する効果があるということで、国、消防庁の方が救急安心センター事業をやっている。これは#7119という事業で、埼玉県などは両方いけるようにしてるということですが、平成29年4月1日付けで全国7地域実施をしており、消防庁が全国への普及を推進しているということでございます。

これはなぜ普及を推進しているかということ、さっきも一部申し上げましたが、一つは急でもないのに呼ぶ抑制、救急医療体制の円滑化、安心安全を提供する、さらには軽度者の割合の減少を図るということで、現在は東京都、奈良県、大阪府、福岡県、札幌市、横浜市、和歌山県の田辺市、平成29年度後半からは、宮城県、神戸市が予定して、平成30年以降は広島市が予定していると。

#7119という呼び方以外で、夜間のみやっているのは、お隣の香川県がやっているという状況がある中で、以前島田とくしまゼロ作戦課長は、このことについては大変必要性を理解している、今後も研究する、こういう御答弁があったわけでございますが、それを佐藤消防保安課長が引き継いでいると思いますが、この検討はどうなっているのか、まずこれをお聞きしたいと思います。

佐藤消防保安課長

#7119のその後の検討状況について御質問を頂きました。

#7119は、今委員からお話のありましたとおり、特に救急車の適正利用という観点で、すごく効果のある取組の一つではございます。

こういった中、7都府県では既にやっている事例もございまして、平成29年2月の本会議での答弁でも、県のほうでは徳島県メディカルコントロール協議会において、メディカルコントロール協議会は医療機関でありますとか、消防の現場の方などで構成されてお

まして、まずは現場の方でそういったものがどう展開された場合には必要なのか。そういった現場目線での議論を昨年1年間掛けてその中でやっていただきました。その中で自治体におけます実施状況やまたその効果、さらには現場の人から見てその必要性とか課題について御検討いただきました。

その検討の内容としましては、県内においても一定の効果は見込まれるということ、それとやるなら県内全域又は24時間365日のような対応のほうが望ましいのではないかとというような現場からの意見を頂いたところではございます。

現場でそういった大きい必要性を示していただいたところではございますが、医師や看護師の確保そういった面での運営体制、さらには本県における相談件数、今後県の人口や内容、消防出動状況を勘案して、どのくらいの需要見込みがあるのか。そういったことをしっかり確認すること。さらには県だけでなく各市町村消防本部も関係する話でございますので、その経費負担をどうもっていくのか、あと今後検討すべきいろいろな課題がまだあると認識しております。

その中で、今後具体的な運営の課題も洗い出し調査をいたしまして、さらには先ほど申しましたように、運営体制をどうするのかという中では、例えばまず限定的な都市部だけで始めるのか県全域で始めるのか、そういった考え方によっては、関係者も変わってきますので、今後、市町村や消防本部、さらには医師会等の関係機関の皆様と実務的な具体的な検討を進めていきたいと考えております。

長尾委員

あのときの答弁であったメディカルコントロール協議会で協議をする、更に現場の声を聞くといったことについては実施をされてきたということについては評価をしたいし、また今答弁にあったように様々なまだ課題もある中で取り組んでいただけることは評価するものでございます。

そこで、それらの協議これをエンドレスじゃなくていつまでやるのか、いつ頃そういう結論を出したいのか、それについてお考えをお聞きしたいと思います。

佐藤消防保安課長

いつまでにそういった結論、具体的な検討を進めていくのかという御質問ですが、先ほど申しましたとおり、医師の確保や運営体制、さらには経費の負担などかなり重たい課題が多くあると認識しております。

その中で先ほど申しました相談のエリアや時間、又は実施の体制等によりましては、調整に係る関係者がその都度変わってきますので、まずは大きいところからしっかりと費用対効果とかそういった面の実施方法を検討して、その後関係者と詰めていかないといけないという段取りになりますので、申し訳ございませんが具体的な時期については今の段階ではちょっと申し上げかねると思っております。

長尾委員

今の協議をするのにどれぐらい時間が掛かるのか。

佐藤消防保安課長

まず、去年は現場目線からの県と現場の意見という形でしっかり集約していただいたところですが、今後、既にお話のありましたとおり7都府県で実際集計しておりまして、最低でも、その運営体制の維持費だけで大体1億円以上掛かっております。

そういったこともありますので、もうちょっとしっかりとどれだけの需要と対応しているのかを分析するというのが1年くらい掛けて確認させていただかなければ、なかなか実際それを具体化、また市町村とかそのあたりにお示しするまでにある程度の調査をしていかないことには、それができないのではないかと考えております。

長尾委員

具体的に1年掛けて、その後いつまでに結論を出すの。

佐藤消防保安課長

できるだけ早く結論を出すということで一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

長尾委員

前任の島田とくしまゼロ作戦課長はどう思っているのですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

平成29年2月に長尾委員のほうから一般質問で御質問を頂いて、部長からメディカルコントロール協議会の中で十分検討するというのを御答弁させていただいて、平成29年の1年を掛けて検討をさせていただきました。

先ほど、佐藤消防保安課長もお話ししましたとおり、メディカルコントロール協議会の中での議論は進んだが、その中で課題もあるということで、まだまだ整理する部分があると私も認識しておりますので、引き続き検討して現場の意見、他県の状況なんかも分析した形で、どういった導入ができるのかというのを検討すべきではないかと考えております。

長尾委員

今回の大阪での地震も含めて、知事なんか南海地震を迎え撃つ体制を早期に整備するか、スピード感を持ってとかよく言うわけじゃないですか。例えば、これは100点満点でなくてもいいことは分かってるのだから、全部をしようと思ったら早くはできないが、できるところから早くやっていくと。

例えば、香川県だって夜だけまずはやっているじゃないですか。100点満点のことをしようと思ったら金が掛かるけど、よく県は何でも一発でやらないと5年間計画とか10年間計画とか3年間だとか、それはお金だってないから毎年予算で組んでやるようなもので、最初にできる段階のもの、そして次とかそういう考え方を持てばいいことはわかってるんだったら、早くできるところからやろうという姿勢が大事じゃないかと思えますよ。

今度のブロック塀の問題だって、あんなことが起きたから日本全国、議会でやってるわけじゃないですか。やればいいことは分かってたんだが、やってなかっただけの話。いい

ことが分かっているんだったら、すぐやれよと言いたくなる。

城西高校の壁の西側が県道でそっち側をフェンスに変えてた。ところが東側の市道に面している所から古いブロック塀で、もういかにも倒れかけて、学校側からひもで引っ張って倒れないようにしているのを見て、地域の方が不安だという声があつて。当時城西高校に指摘したら、城西高校の事務長が金がないんですと。県の教育委員会に言ってもしてくれないと。今度、県の教育委員会の担当に言ってやっとな動いて、直ちにそのブロック塀全部やったかというところとそうでなくて3分の2位同じようにフェンスにして、3分の1残している。あれも大阪のように一発で倒れてしまう、そこが市民の通路になってるところがある。今回のことで多分すぐやると思うけど、いいことはやったほうがいいですよ。

今回は県があえてお願いと県民に対して、余り不急不要な分は使わないでくれというアピールまで出しているわけじゃないですか。何のために出したのか、そのことに対して、もっと私はスピード感を持ってやってもらいたいと思うが、部長はどう思う。

森危機管理部副部長

私から少し説明させていただきます。先ほど課長が申しましたように、この案件につきましては、昨年度1年間現場での検討が終わったところということでございます。

今後、長尾委員からお話がありましたように、いかに工夫して早くやるかという視点も非常に重要でございますので、引き続き関係市町村、消防、医師と早急に意見を取りまとめてまいりたいと思いますので、その辺につきましては、100%できるというのではなくて、いかに工夫をしていかに効果を発揮するかという視点で検討してまいりたいと考えてございます。

その中でできるだけ早くということしか、今申し上げられませんが、これはしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

長尾委員

副部長が答えることはいいと思うけど、ただ、今回のブロック塀のことだって、エンドレスでやるかというところとそうじゃないと思うよ。急ぎよ9月補正を組んだり、様々なことを急ぐとすぐ手を打つじゃない。それと同じように、少なくとも何かをしようと思ったら目標がいるじゃないの。皆さん方も知事が総合計画とか何だかんだと5年間の数値目標を立てたりするじゃないですか。昨日の水環境の問題でもいったいつまでに何基するとか、そういう目標を立てるじゃない。目標を立てないとやる気が起きない。今さっき1年は必要と言ったけど、その先じゃあ2年後なのか3年後なのか、これ県民に対してああいうアピールもするんだから、県としてはこのくらいを目途に頑張りますとかいう姿勢がなくて、何がスピード感だと言われるよ。この点を踏まえてもう一度答弁してください。

森危機管理部副部長

スピード感を持ってというお話がございましたが、目標をまず持つべきでないかということでございます。

これにつきましては、現在、まだ市町村あるいは医師のほうと協議が始まっておりませんので、協議を始めた中で目標を持って仕上げていきたいと考えてございます。もうしば

らくお時間を頂けたらと考えてございます。

長尾委員

これは、次の議会でもお聞きをしたいと思っておりますので、今の御答弁をより具体的に踏まえた答弁を是非9月議会でお願いしておきたいと思えます。

それで、あの県民へのお願いというのは74万人の県民の中でどれぐらいが知っていると思うのか。

佐藤消防保安課長

県が周知した結果、どれくらい県民の方がそれを認識しているかとの御質問ですが、正直申しまして、ホームページまた各消防本部等を通じて機会があるごとに県民の方には救急車の適正利用について呼びかけているところでございます。

ですが、結果としてはなかなか救急需要も大きく増えている中で、救急車がひっ迫しているというのも現実でございます。

正直申しまして具体的に県民の方がどこまで認識しているかというのは、アンケート等もしておりませんので、具体的な数字は申し上げかねますが、今後も引き続きしっかりと県民の方々に周知してまいりたいと思っております。

長尾委員

3万4,000件を365日で割ったら一日93件ということだが、あのホームページを見ている人なんていうのは、本当にわずかであって、一般県民の人は知りはしないよ。国の人皆ホームページに書いてありますっていうけど、おじいさん、おばあさんが見るわけじゃないだろう。もっと県民へ周知する方法というのはある。今少し説明があったが、消防署とかもっと周知の仕方をもう少し考える必要があるのではないかと思いますか、その点どう思いますか。

佐藤消防保安課長

周知の仕方、どういう工夫ができるかという御質問を頂きました。

例えば、消防本部、各市町村で広報も出しております。消防本部のほうから御依頼、そういった観点を広報にもしっかり入れていただきたいと思いますし、県におきましても、防災センター等でも、各種講座も開催しており、いろいろな一般の県民の方が受講していただいております。

今後は県で大会やイベント、それぞれ防災フェスタとかも開催してまいりますので、そこでも消防として、そこにブースを出しまして、とにかく機会を捉えて、しっかりと啓発してまいりたいと思っております。

長尾委員

例えば徳島西消防署だったらどういうPRをするわけ。

佐藤消防保安課長

具体的に西消防署がどうと申されますと、確かに消防署のほうでも地元へ出向いて地元の人と一緒に防災訓練をする、そういった機会もございます。また地元に対して、防災講座みたいなのを開催している機会もございます。そういったときにも、お伝えいただく。また、先ほど申し上げましたように、市の広報などにも、できるだけ掲載していただくなど、委員からお話があったとおりにいろいろな機会をとらえて、啓発をしていただけるように消防署本部のほうにも働き掛けてまいりたいと思います。

長尾委員

今後この県のホームページに載っていることが、消防やいろいろな関係の所に、どういう形で広報されるのか、それを私も注目しておきたいと思います。いずれにしても、これだけ救急車に負担が掛かっているわけでありますから、それを軽減する方策としてお願いを出したわけでありますから、これに対する具体的な方法としては、先進地の事例は既にあり、いいことは分かっているのだから、早く医療関係者、市町村等と協議をしていただいて、それこそ県民の安心、安全を図ってもらいたいと強く指摘をして質問を終わります。

岸本委員

少し今の質問とも関連しますが、この大阪北部を震源とする地震についての徳島県の対応ということで、これについて何点かお尋ねをしたいと思います。

昨今の新聞報道、テレビ、それからインターネットのニュースで各都道府県、それから市町村等々も同じような対策で点検をしているということで、徳島県も早速こういうものを作っていただいて早い対応だなという反面、何を今更という気がしております。塀で事故になったというのは何回も言われていますし、先般の熊本地震でも民間ですが、塀が倒れてお亡くなりになった。そしてこれは、損害賠償のことから、去年の11月に刑事告訴をされたという中、徳島県でも既にできているのかなと思うような中身のことが出されているんですが、まず、今回のチェックに当たって、どういう方がチェックを行っていますか。

北村先進防災担当室長

今回の県有施設のブロック塀のチェックは誰が行ったのかという御質問でございますが、本日委員会資料のほうでお配りした資料1-2にチェック表がございます。そちらを利用いたしまして施設の職員の方がチェックをいたしております。

岸本委員

このブロック塀のチェックというのは、今回初めてですか。

北村先進防災担当室長

こういったブロック塀のチェックというのは初めてだと考えております。

岸本委員

先ほども言いましたが、熊本地震で民間の塀とはいえお一人亡くなっているわけです。

昨日の県土整備委員会もそうでしたが、何とか民間の方が直せるような対策、補助金等々も考えられないのかという質問もありましたが、公共の建物で、そんなことが調べられていないということについては、南海トラフ巨大地震で死者ゼロにしようと言った県にしては、お粗末と言わざるを得ないと思います。

今回6月ですから皆さん、新しく担当が変わられたり、いろいろな方がいらっしゃいますから、これからやっていくということなんだとは思いますが、そんな中で学校施設の状況というのが下にあります。先ほど、長尾委員も少し言われてましたが、早急な安全対策が必要な学校が17校ある、これについては、すぐにでも手を打っていただきたい。それから、この表を見る限り学校施設の状況が出てくるというのは、学校は調べておると思うんです。県有施設のほうも調べてないから822施設のうち220施設、速やかに安全対策を実施、結果を取りまとめるということで、学校のほうは、いろいろな場面で防災対策について、県庁より進んでいるという印象をこの表から感じます。そしてまた、塀ということであるのですが、照明、家具、窓ガラス、いろいろなものがあります。そうしたことについて、一覧表にチェックとしてまとめられたものはあるのでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

先ほどの北村室長の答弁に、少し補足をさせていただきます。

民間施設につきましては、平成21年度から平成24年度にかけて県土整備部のほうで、徳島市を除いた県内の都市計画区域、それと海陽町など県南の沿岸部の集落について調査をさせていただいております。そして、その調査結果につきましては、各市町村に共有する形で市町村の普及啓発に使っていただいているところです。

それから、とくしまゼロ作戦の行動計画にも位置付けておりますが、1.2メートル以上のブロック塀につきましては、耐震改修、耐震診断のときに不具合がある場合については、併せて改修をしてくださいというお願いも県土整備部のほうで進めていただいているところでございます。

先ほど、岸本委員からお話のありました非構造部材の部分についてなんですが、熊本地震のときに約70か所の非構造部材、天井材や照明器具などの落下によりまして、避難所が使えなかったという事例を踏まえまして、平成28年6月に県議会の御承認を頂きまして5,000万円の調査費を計上し、県内の市町村の避難所につきまして、非構造部材の診断をさせていただきました。

その中で、学校と県有施設はそれぞれの管理者でやってほしいということで除かせていただきまして、調査は21市町村で約560か所実施をしております。

岸本委員

私の質問が悪かったのかも分かりません。県有施設でこういう調査が行われているのかと。例えば、822施設のうち、ブロック塀等のある施設は220施設、この220施設のうち早急に直さなくてはならない、若しくはもう使っていない等の調査が、この表として出てきてないのか。例えば、これは平成25年の調査ですが、それ以降1年ごとにこれだけ減ってきてますとか、そういう一覧表になってないのか、今更ながらに疑問を呈するという事です。

例えば議会の関係で言いますとね、議場の天井に水銀灯がありますけども、あれは落ちてこないのかと。危険度等どんなものかという県有施設についての調査が過去になされていますかということでお尋ねをもう一度します。

島田とくしまゼロ作戦課長

教育委員会の資料なんですけど、18日に地震が発生いたしまして、急きょ学校につきましては、19日に県立学校に対して点検を指示しております。その結果が、本日お示しした資料になってございます。

北村室長が答弁させていただきましたが、私の知る範囲では、県有施設について、こういったブロック塀について、調査をしたというのは確認できていないところでございます。それで22日に急きょ、県有施設につきまして、ブロック塀の調査を依頼したところでございます。

岸本委員

更にショックな内容でしたが、学校のほうも19日に点検を指示したと、これは学校のほうは、もう既にチェックされておって、その集計が上がってきたのかなという理解でおったものですから、学校のほうが進んでると申し上げたんです。

県有施設等々やっていないということでしたら、今からするしか仕方がないですけど、ブロック塀だけをするのではなくて、非構造部材といいますか天井、あとは県有施設ですと自動販売機等もあるのかも分かりません。そうしたものの全てについて、ここにチェックシートという言葉がありますがすべきだと。そして、先ほど長尾委員も言われましたが、いつまでかということ。それについては、全てを調べると思わぬ経費が掛かるということであれば、必要度に応じてやっていかないといけないと思うんですが、現状調査をする、そういうことをまとめる必要があると思うんですが、これについてはどうですか。

坂東危機管理政策課長

県有施設の非構造部材でありますとか、その落下等も含めての調査についての御質問でございませう。

これにつきましては、まず管財課で、総合管理計画というものを各施設について、現在策定をしております。

この総合管理計画の中で、そうしたものについても管理の中で検討していくと考えておりますが、それともう一方、それぞれの施設につきまして、そういう非構造部材の落下等によって庁舎が使いなくなるということについてはBCP上非常に問題がありますので、我々の方としても、そのBCPの観点から、そうした調査というものについては推進をしていきたいと考えております。それぞれの部局と連携をさせていただきたいと考えております。

岸本委員

建物が使いなくなるBCPと、それから管財課で調査をしてるということは連動してないですよ。県有施設が822施設あってBCPでいろいろなことで調べてますというのなら、

県有施設の塀が幾つもう駄目というのが出てきてもいいんですよ。どこかで天井が落ちた、その都度また天井を調べないといけない、こんなことになってないんですかということをお尋ねしておるわけですし、そのことについて一覧表にして、チェックシートとして持つべきじゃないかということ、今となっては提案する形になるのか分かりませんが、そういうことについてはいかがですか。

森危機管理部副部長

県内の県有施設の調査についての御質問でございますが、説明不足で申し訳ございません。

冒頭で部長から御説明させていただきました資料1に書いてございます一番下、県有施設822施設のうちブロック塀等のある220施設、これについては、まず県有施設として822施設あるということを確認した上で、822施設につきまして、まずブロック塀があるかどうかという点検をしております。

その中で、現在ブロック塀があるということを確認できたのが220施設でございます。この220施設につきまして現在、県教育委員会が県立高校でやったのと同じような形で、様式1-1に基づきまして点検をやっている最中で、これにつきまして数が非常に多いということで、本日、委員の皆様方にお示しするまでにいたらなかったということございまして、我々といたしましては早期に取りまとめた上で危険性のあるものにつきましては学校、県立高校と同じように、応急対策あるいは抜本的な対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

岸本委員

ブロック塀だけのことじゃなくて、全体的なことのお話をしているのですが、例えば、縦に822県有施設があつて横に塀や家具、戸棚や自動販売機があるならあるとまとめて、どれくらいの状況であるという一覧で出ているわけ、すぐにまとめられる話であるし、昨今、新聞やテレビで言ってるように緊急点検とこれは大事ですが、既に点検ができてるといふことのほうが更に大事なんではないかなと思っておりますので、是非とも自分の所の県有施設をほったらかしといて、県民への啓もうということには、甚だ笑われると思いますので、この機会に塀といわずに、あらゆる非構造物、その前に耐震化ができてませんというところがあるのかも分かりませんが、まず、自分の所から全部調べてほしいと、塀だけではなくそう思います。

是非とも、そういうチェックシートを作って、地震による直接被害がないように、目指していただきたいと要望して終わります。またこれチェックさせてもらいます。

庄野委員

危機管理部の事前委員会で頂きました資料2-2、「とくしま-0作戦」地震対策行動計画の進捗状況調査票を見せていただきましたが、いろいろな地震津波対策をやっており、改めて見直してびっくりしてありますが、県民防災力の強化から始まって、今までもいろいろな委員会で議論してきたことがかなり書かれておりまして、それも平成29年の順調や達成とかいった状況になってきておって、安心というか突っ込んで議論してきたので、か

なり進捗はしてきていると思いました。

それで、要努力というのもあるんですが、例えば、少年消防クラブの活性化や交流の促進というのが、平成30年までにモデルクラブの選定を10にするのがまだ平成29年の時点で3クラブが、要努力であったり、自主防災組織間のネットワークの推進というの也要努力となっています。これらについては、個々に聞いてもあれなんですけど、努力をしたいということでもありますのでいいんですが。

私も、大阪で地震があったときに、第一報は朝テレビで見ていたときに、テレビでかなり強い地震が発生しましたと聞いて5秒か、6秒ぐらい後に、徳島市内ですが、家が大分揺れておると思ったんですが、そのときにメール、スマホは全然鳴らなかったのです。すだちくんメールというのは鳴らないのですか。メールによる県民向け防災情報提供システムの運用というのは順調ということになっています。平成29年度実績で2万8,100人、平成32年ですだちくんメール登録者が4万人以上というようなことにして、これは達成度順調になってますが、すだちくんメールはいつ鳴るのですか。

坂東危機管理政策課長

すだちくんメールについての御質問でございます。

すだちくんメールにつきましては、県内での震度を基準にしておりまして、県内で震度4以上の地震が発生した場合にメールを配信する。

それと震度5強以上の揺れが県内で観測された場合には、それに加えて安否確認のメールを発信するという形になっております。

庄野委員

大阪で6弱とかでも、県内が震度3や2だったら鳴らない、鳴るようなやつもないですか。

坂東危機管理政策課長

すだちくんメールにつきましては、先ほど御説明したとおりなんですが、スマホであれば最近、Yahoo!でありますとか、アプリというものの中で御自身が住まわれている地域と、それから設定する震度というものを、組み合わせ設定をして鳴らすということができるようになっております。

また、一般的に、すべての携帯電話、昔のガラケーも含めての携帯電話につきましては緊急地震速報、これは県内での震度5以上の揺れが予測される場合、実際の震度がそれより低い場合等は当然含まれますが、緊急地震速報については特に何の操作もせずに鳴りますが、それ以外のものにつきましては、アプリというものを活用していただければ、かなりきめ細やかな設定ということができるようになっておりますので、その点御了承ください。よろしく申し上げます。

庄野委員

すだちくんメールをかなり増やしていこうという計画でありますので、そのすだちくんメールを入れていたらどれだけ安全なのか。何か入れることのメリットがきちんとなくな

たら、なかなかこれ4万人にしようと思っても、多分県内でスマホを持っている人から見たらごく一部ですよ。これを見たら地震津波情報、気象情報、避難勧告の発令などの防災情報を提供するとともに、互いの安否が確認できる安否情報共有サービス、この安否情報共有サービスは、例えば私の家族が、どこかにおいて大丈夫ですよということを入れたら、大丈夫というメールが届くということですか。

坂東危機管理政策課長

先ほどは地震のことについてのみ御説明いたしましたが、すだちくんメールの安否確認につきましては、震度5強以上の揺れが発生した場合にグループを作っていただくようになります。

グループを作ることでお互いに無事か、けがをしているという話と、100文字程度のコメントを残すことができるようになっております。

企業で使っていただく場合は、それに加えて参集ができるかできないかということを入力をしていただいて、また、それについてもコメントを付けることができると。そういう形で、BCPに活用していただけるような体制としております。

後は、一般には、台風などの場合のほうが発生頻度が高うございますので、台風のときであれば、避難勧告、避難指示等々、警報の発令、それと、最近では県土整備部のほうでも、定点で河川の水位が一定の基準を超えましたという水位情報も配信ができるようになっております。

これらにつきましては、それぞれユーザーの方に選んでいただく目的がやはりそれぞれ違いますので、選んでいただいて御活用いただくという体制になっております。

庄野委員

グループを作るというのは、事前に何か登録というか、自分たちでしないといけないのですか。詳しいことは後で聞きます。

すだちくんメールを入れといたら、どれだけメリットありますよということ、もうちょっと広報したほうがいいのではないかと気がしまして、多分議員の皆さんは入れていると思うのですが、そういうグループメールとか、例えば津波が後何分でこの地域まで来そうだなというなら、知っとる人に逃げなさいって言わないといけないので、命を助けようと言うんだったら、すだちくんメールをもっと登録者を増やしてやったほうがいいのかと、これ順調と書いてありますが、少しそう思いましたので発言させてもらいました。

それと、大阪の北部の地震で、地震発生の一週間後で住宅被害が計6,925棟あった。昨日県土整備部の質問でしたときは、2,000棟ぐらいだったんですが、住宅の被害というのが出とりまして、それも大きく崩壊したというのではなく一部損壊といいますか、住宅の中が崩れて、それを回復するのに大変だというようなことです。徳島県も南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震が来たら、大規模に倒壊するものもあるでしょうが、一部損壊というのも大分あると思います。その場合に、大規模な住宅災害に対して公費を支給する被災者生活再建支援法というのが一部損壊は、対象外になっているということが載っておりまして、今一部損壊について独自で支給をすると決めているのが、京都府と兵庫県と鳥取

県の3府県であると言われており、大阪府は今までそういうような対象事例がなかったの
で、利子分を大阪府が負担する貸付制度などの検討を始めるとなったのですが、本県につ
いても、そういう小規模な倒壊とかが、一部損壊の場合は、今のところはもう自助努力と
いいますか、自分で地震保険とかに入って回復しないといけないとお考えですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

半壊以下の小規模な一部損壊への支援について御質問を頂いております。

本県につきましても平成26年の那賀町の台風11号・12号の水害のときに、被災者生活再
建支援法では大規模半壊しか見られないということで、床上浸水まで県の独自の制度で対
応するという制度を打ち出してやっているとございます。

一部損壊につきましてもは、対応できていないのですが課題と捉えておまして、この本
年5月の政策提言の中でも、こちらのほうにつきましても支給対象の見直し、支給額の弾
力的な運用を行っていただきたいということで、小此木防災担当大臣に知事から提言をさ
せて頂いたとございます。

先ほど庄野委員から利子の補給というお話も頂きましたが、平成26年の水害のときに、
保健福祉部の所管になるのですが災害援護資金といたしまして350万円上限の住宅の補修
等、被災した住宅の復旧及び家財の購入などに資金を貸し付ける場合3%の利子が必要で
すが、それを免除という形で政策パッケージを打ち出しているところございます。

災害救助法が適用になると、住宅の応急修理として、上限で一世帯あたり58万4,000円と
いった形もあります。

被災者生活再建支援法でありますと、全壊と大規模半壊につきましてもは、最高額300万円
の上限で国の制度もありますので、そういった形でこういった制度を活用しながら、でき
るだけ早く生活に向けた支援を県としても行っていきたいと考えております。

庄野委員

鳥取県だったら、今言われたように国の制度が全壊で最大300万円、半壊150万円、2016
年10月の中部地震では一部損壊が多くて、制度を拡充して融資割合10%か20%未満で30万
円を支給するようルール化したということ、ここに書いてあるのですが、徳島県の場合
も、そういうルール化をあらかじめしておいたら、もし被災した場合に速やかに出せるの
ではないんですか。起こってしまったから考えるのではなく、あらかじめルール化しとい
たら。これを今要望しているということですかね。内閣府の何か許可みたいなものがある
のですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

被災者生活再建支援法の中で、今までは全壊と大規模半壊までしか見ていただけてない
のを拡大いただきたいということで要望させていただいているところございます。

庄野委員

それはでも、鳥取県ではルール化したと書いているので、それは要望して認められると
いうこと。

島田とくしまゼロ作戦課長

鳥取県とかは、一部損壊まで県独自の制度としているということでございます。

庄野委員

県で上乘せしてるということですね。本県の場合もそうした半壊とか一部損壊が大分あって、そういう支援を広げていこうというときに、今から決めるというわけにはいかないので国のほうに要望して、もしそういうルールを作ったら、日本全国一律に一部損壊については、30万円とかそういうルールができるということなんですね。

そういうルール付けをしていただいたほうがいいと思います。財力の乏しいところだったら、なかなかそこまでできない。大阪府のほうは、家屋の外が無事でも中が傷んでおり、一人暮らしのお宅なんかだったら大変なんで、ボランティアもお願いしたいという、兵庫県からも、ボランティア団体が見えない被災者に寄り添うために、実態把握に動き出しているということもインターネットに載っておったので、本県も職員が支援に行かれるので、そうした実態も見てきていただいたら有り難いと思います。

また大規模な場合は、全国からボランティアもボランティアセンターなんかでたくさん来てくれるのですが、今回のような場合だったら、そこまでボランティアの人員が集まっていないのかなという気がしております。そんな支援があるのであれば、もう少し支援してあげられるような方策とかあったらと少し感じたので発言させていただきました。

眞貝委員

先日、大阪北部地震という、大規模災害が起きたということなんですが、私が県会議員になってから熊本地震、それと鳥取北部地震、この大阪とずっと続いているような気がしております。この大規模災害が普通になってくるぐらい回数があるのかなと思う感じがしております。こうした大規模災害のときにはやはり住民の命を助ける、救出する、また迅速な消防活動が重要であると思いますが、県においては、この消防力の強化を図るために広域化を進めているということを知っていますが状況はどんな感じですか。

佐藤消防保安課長

消防の広域化について御質問を頂きました。

消防の広域化につきましては、平成18年6月に消防組織法の改正によりまして広域化が法制化されまして、消防庁において、市町村の消防の広域化に関する基本指針が示されました。

これを踏まえまして徳島県でも平成20年8月に徳島県消防広域化推進計画を策定いたしました。この中で大まかに申しますと県下一消防本部を目指して広域化に取り組むこととしたところでございます。

この計画策定後、市町村や消防本部と広域化に向けた取組を進めてまいりましたところ、平成26年10月に美馬市消防本部と美馬西部消防組合で消防の通信業務の共同化、センターの共同化が実現するなどの進展はございましたが、県下の消防本部における広域化は、全体で見ますとまだこれからという状況でございます。

眞貝委員

広域化は進んでいないということですね。それはどういう課題があつて進まないのか御説明いただけますか。

佐藤消防保安課長

広域化の課題についての御質問でございます。

消防の広域化を進めるに当たりましては、都市部や中山間地域と地域の特性が違うということでもありますとか、例えば消防車や救急車の出動距離や時間はどうしても限界がございますので、必要な消防車の車両数というのは余り変わらないということ、また市町村と消防本部の関係が薄れるという懸念でございますとか、人件費と組織の調整が難しいなど課題が見られております。

一方広域化におきまして指令業務が一元化されて救急車が全体で融通できるようになるので到着時間が短縮することや、人員の集約によりまして高度な救助隊や救急隊を新たに作れることなど、消防体制の強化や住民サービスの向上につながるというメリットもありますので、引き続き広域化に取り組む必要があると考えております。

眞貝委員

確かに、非常に大きな課題が地域や行政であると思いますが、今後、消防力強化のために、この広域化にどのように取り組んでいくのかを教えていただきたい。

佐藤消防保安課長

今後どのように取り組んでいくのかとの御質問ですが、消防におきましては、やはり今後の人口減少や高齢化を踏まえまして、将来見込まれる消防や救急医療に的確に対応していく必要がございます。

こうした中、消防庁におきまして本年4月1日に国の基本指針を改定して、平成30年4月1日まででありました広域化の推進期限を平成36年4月1日まで延長し、必要な財政支援等を継続するなど、引き続き広域化を進めていくということが示されたところでございます。

これを踏まえ県におきましても、県の推進計画策定から約十年が経過しておるということもございますので、今後地域の理解が得られやすい生活圏を一つにする隣接地域での広域化でありますとか、先ほど言いました指令センターの共同化など地域の実情をふまえた現実的な広域化について推進計画の見直しも含めて、また市町村や消防本部等の御意見もしっかりと伺いながら検討してまいりたいと考えております。

眞貝委員

広域化で消防力の強化ということを質問させていただいているのですが、大規模災害においてはやはりこの消防力の強化には広域化で県内全部は一丸となつて、一つになつてスムーズに救助活動ができるようになるのがまず非常に有効な手段だと思います。

結論を急がず、市町村においてはいろいろ課題もあると思いますので市町村とも協議を

していただいて、単なるコストカットだけでなく、これから消防力の組織体系の強化に向けて、更なる充実を目的として広域化に取り組んでいただきたいと要望して終わります。

川端委員

それでは私から消費者庁に関する質問をさせていただきたいと思います。

いよいよ来月で、この消費者行政新未来創造オフィス開設1周年というそんな時期を迎えることになりました。

一昨年議長として河野大臣にこの徳島への消費者庁の誘致についてお願いにまいりました。河野大臣も非常に前向きでありまして、その後とんとん拍子で今日まで来たかなと思っておりますが、この資料3-1の①から⑫まで、これまでの取組について非常に分かりやすく資料作成いただいております。

この中でこの⑤について少し聞かせていただきたいと思います。

公益通報窓口及び内部通報制度の整備促進という資料の2ページにあります⑤でございますけれども、公益通報窓口及び内部通報制度の整備促進、これはどういうことを意味しているのでしょうか。まずその辺りからお願いします。

勝間消費者暮らし政策課長

公益通報窓口及び内部通報制度の整備促進ということで御質問いただいたところでございます。

まず二つに大きく分けて考えております。一つが我々県市町村で窓口を設置するいうところでございます、その県市町村の分でも二つ大きく分かります。

一つは例えば我々職員が、例えばこれは法令違反になるのではないかなと思われるような事案について通報する窓口を作る。

それと各種の法律を我々は所管しておりますので、外部の企業従事者から、例えば自分の会社が、これはひょっとしたら法令違反かなというような事案があったときに相談をする窓口、それをまずしっかりと設けるということにしております。これにつきましては県及び市町村、これは昨年度中に全て整備を完了している状況でございます。

もう一つは、その企業、団体のほうでの窓口を設置していただきたい。これは何かというと、それぞれの企業の内部でこれはどうかなと思われるような、例えば法律違反のような事案が出てきたときに、それを相談する窓口というものをしっかりと整備をしていただきたいというようなことを今、推進しているところでございます。

これは公益通報者保護法に基づくものですので、そういった相談をしたときに正にその通報した方が不利益を被らないように、そういうような手順を明確に定めているというようなものでございます。

川端委員

良く分かりました。こういう通報というのはこれまでもあったのではないかと思います、どういう状況でしょう。

勝間消費者暮らし政策課長

現状でございますが、これらの窓口整備をしてまだ間がない所もございます。

数等については、今手元に持ってないのですが、幾つか事案も出て、その中で、適切に処理をしているというように聞いているところでございます。

川端委員

今の具体的な事例について、特定の会社や個人名は結構ですが、どういう内容の通報がありますか。

勝間消費者くらし政策課長

通報の内容でございますが、例えばですが、通報内容をここで申し上げることは難しいのですが、特定の行為が法令に違反するかどうかというお問合せが多いと聞いているところでございます。

それで、それが自らの団体等に不利益を与えているのではないかとというようなお話を聞いたところもございます。

川端委員

消費者に言わせれば、だからこれは分かりにくいのです。特定の方が、そういう不利益を被るような処遇を受けたということを上司等に告発する、そんなことですか。

勝間消費者くらし政策課長

恐らく何か会社でこれはというような事案があったときに、上司に相談するというのも、これは法律の制度とは別の話ですが、出てくることもあろうかと思えます。そうではなく、今回の場合にはそれぞれの会社等で持っている、あるいは外部に委託して弁護士事務所とかに相談の電話をして、会社の中で事案が起こってるんだけど、このままだったらこれは法令に違反すると思われましてという案件の通報を受ける窓口でございます。

川端委員

いろいろなことを通報をするのでしようが、消費者行政に関わる問題がやはり一番大事であって、その方が何か不利益な処遇をされたとか、そういう内部告発とかまた違うわけです。消費者行政への告発というのは。

どうい内容のことが内部通報で通報されておりますか。

勝間消費者くらし政策課長

この公益通報者保護法とその消費者行政の関連というような御質問かと思いますが、実はこれ直接的にその消費者被害の回復ではなく、例えばある会社で不正が行われて、そこで製品が間違った仕方で送り込まれたときには、その不利益というのは最終的には消費者がそれは背負い込むという形になります。

その前に、例えば製品を製造する所であれば、そこが法令に適切に対処することによって良い製品を送り出すというような体制ができれば、消費者にとってもメリットになりますし、もし万が一そういう良くない事案が発生したとしてもその会社自体が自助努力で

もってそれを更新することによって、いい方向に持っていければ正にそれもまた消費者にとってはプラスという観点でこれを推進しているというところでございます。

川端委員

今年の4月に窓口設置ということでまだ間がないんですが、これまでに実績と申しますか通報ありましたか。内容は結構ですから。

勝間消費者暮らし政策課長

すいません、それぞれその団体についてはここでは差し控えたいと思うんですけど、県につきましては、ただいま外の方からは1件御相談があったというところで今適切に対応しているというところでございます。

川端委員

まだ1件ということですからこれからですね。

それからこの3ページ目の⑩ですが、この国民生活センター教育研修という件なんですが、県内で教育研修を14回実施しているということですね。この研修を受けた方は何という立場になるんですか。

犬伏消費生活創造室長

国民生活センターの研修を受けた方はどういった方になるのかという御質問を頂きました。

この研修と申しますのは、講座ごとに受講者が異なっておりまして行政職員であったり、また消費生活相談員であったり、特に行政職員の場合でしたら新任者あるいは管理者とコースによって分かれております。

また学校の先生の研修というのもございました。

川端委員

そうではなく、何でも研修が終わったら一応その何とか士とかね、一つはくが付くというか、研修を受けた場合はどういう立場になるのですか。

犬伏消費生活創造室長

受講が終わった後の立場ということでございましょうか。

この研修を受けて、例えば何とか受講者というのはございません。

川端委員

そうですね。資質を高めるというだけであって、これを受けたからといって一つの資格に準ずるようなものを与えられるというのではないということですね。

分かりました。県内では14回も開催されているということですがけれども、何人修了されてますか。

犬伏消費生活創造室長

受講者の数は、平成29年度で509名受講者がございました。

川端委員

今509名受講者を現在養成しているということですね。

犬伏消費生活創造室長

お答えが足らなかったようで失礼いたしました。

14回行いまして、回数ごとに違うメンバー、同じ方が受けても大丈夫なのですが、講座ごとに募集をしております、トータルで受講者が509名ということでございます。

川端委員

消費者行政、まだ始まったばかりでこれからだということだと思います。是非、徳島県がこういった消費者行政の日本の中心ということで、こういう資格ではないんですが、研修生をしっかりと養成していただきたいと思います。

須見委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で、危機管理部関係の審査を終わります。

次に、委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付しております、議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、7月25日から7月26日までの2日間の日程で、空港の就航誘致に対する取組や、九州北部豪雨の治水対策に関する調査のため、香川県及び福岡県の関係施設を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。（14時30分）